

幼児の教育年齢の問題

第一回保育學會シンポジウム

司會 倉 橋 惣 三

一、現行教育法の立場から
文部省學校教育局 三木 安 正

二、児童福祉の立場から
厚生省兒童局 吉見 静江

三、心理學的立場から
愛育研究所 山下俊郎

四、醫學的立場から 愛育研究所 齋藤 文雄

五、教育學的立場から 城戸幡太郎

○現行教育法の立場から

文部省學校教育局 三木 安 正

期と一口にいふが、それをいかに區分するのが適當であるか、即ち、いくつまでが托児所でいくつからが幼稚園といつた風のこと、つまり幼兒保育の年令區分など、それぞれの問題につき、各方面からの研究討議を進めたいと思います。シンボジウムですから學會全體で討議するのですが、まず各方面の權威ある先生方の御話を順々にうかゞつて、それがすんだ後に、皆様の御討議をいたゞくことにしてしましよう。まず文部省の三木さんにお話をうかゞります。

司會者——これからシンボジウムにはいります。題目はここにある通りで説明を要しないと思います。要するに「幼児の教育上の年令的區分」についてのいろいろの問題であります。例えば就學年令と幼稚園との關係、即ち就學年令一年引下げといったこともあり、更にその就學前についても、幼兒

めるべきかについては、時期を限る事は出来ません。教育とは生れた時からの事であります。そして個人の成長發達の速度にもより、個人差もありますから、一概に限る事もむつかしい。しかし義務制を下へのすばという點では異論はないのであります。

日本では六歳からが就學の年令となつていて、これが世界各国では非常に違つています。五、六、七、八歳等いろいろあります。これらのどれがいゝかはいろいろの方面から検討すべきであります。私個人の考では、幼稚園から小学校へいく年令を六歳にするのは、それでいいのではないかと思います。その下はどうするかについては、出来るなら五歳から義務制にしたいと思います。しかし、はつきり五歳から義務制とける必要はないです。アメリカに於ては、州がいろいろあつてそれ／＼異つてはいますが、幼稚園の義務制はありません。しかし幼稚園教育が盛であつて、カリフォルニア州では、昨年法律により公立の小学校には必ず幼稚園をおかねばならなくなりました。そこでは四歳半から来てもよい事になつています。しかし来なくてはならないといふのではなくて、たゞ入れ物を用意したわけであります。そしてどん／＼これをすることによつて實質的には多くの人々がいく事になりつゝあります。日本では義務制実施の聲がありますが、この陰に幼兒教育關係者の注意すべき問題があります。これはいわゆる天下りによつてわ一つとやつて幼稚園をめとらさせようといふのであるが、それよりも幼兒教育を理

解させるという行き方の方がいゝのではないでしようか。現在行われ始めた六三制にしても、實際には中學の三年がいまつまつて校舎や先生の問題のみならず、家庭でも勵かす爲に學校をさげ、小僧にでもやりたいという現状であります。これは義務制に違反することになりますが、事實そんな状態であります。それで幼稚園についても、棒丈作るよりも、寧ろ幼稚園の復興を（幼稚園は今、戰前の半分）進めること内容を充實させることの方がさきだと思ひます。又幼稚園と保育所との一元化の問題は、長年の懸案となつてますが、年令や所管をやかましくいゝより、お互に競争して作り合ふようにして、幼児に教育の機會均等を與え、それ／＼の子供に應じた教育の出来る場所を作つて、幼稚園も保育所も一つになつて行くのがいゝと思ひます。アメリカにもいろいろの施設がありますが、日本人の潔癖性で、一つにしなければ氣がすまぬといつたりせずに、關係者全部が共同するようになるといゝであります。

それについても大切なのは保母の養成の問題であります。來年から大學が出來て、學藝大學、教養大學、教育學部等が計画されていますが、どうしてこれらに保母養成のコースをとり入れるかは頭をなやましてゐる所であります。その課程はまだ定まつておらず、小學校の先生と同じ教養を必要として、それにたゞ専門的である課程をとればいゝことになつて、それにたゞ専門的である課程をとればいゝことになつて、つまり四年の大學を出るのが正式であります。が、目下二年でも幼稚園の先生になれます。ところがその大學の保

育學を教える先生がいないのであります。大學でありますから相當の人でなければ、大學教授のメンバーとなるのに工合が悪い、そんな人を保育學界から出すという事が大切であります。時間がありませんのでこの位にして、大體、私の個人的考え方をのべました。

司會者——つきまして、厚生省の吉見さんにお願いします

しよう。

○児童福祉の立場から

厚生省兒童局 吉見 靜江

吉見氏——私は今日の問題の觀點がはつきりせず、見當の違う事を考へて参りました。今の御話で、幼兒の教育はいつから始まるのかといふ組織を問題にされてゐる事がわかりました。子供の仕合せの立場からみれば、今も三木先生の御言葉にもあつたように、生れた時から始まるといふには、皆様も御賛成と思います。生れたその日から習慣が反復されてその人の成長、生き方がきまつて來ると考えます。それが適當に、普通に行われば何も考へないのでよいのですが、何か缺陷があると、それが大ごとになるのです。日常生活に於ても、つまらぬ物でも事缺かぬ時には何とも思ひませんが、その物がなくなつた時、その大きさがわかるようなものであります。その意味で子供の仕合せの立場からいふと、生活の環境の整理が何より大切です。それには兒童福祉法にもあります

ように、健康に育つ爲に、健康に生れなければなりません。それは母胎から始まると思います。母胎が勿論健康で、しかも母の生活そのものが、體のみならず家庭の精神生活も健全なものでなければなりません。精神的に不安消粋していくは生れた子が不健康になります。それから考へると、幼兒の教育は母親の體と家庭の生活から始まるのだと考へたいのです。こんな例もあります。あやされもせずに育つた子は生後五六ヶ月でありますながら、まるで何の表情もなく、體は好みよりも大きかつたのですが無反應な子供となつていきました。それを普通の扱いにする事によつて普通の子に段々ともどつていきました。もつともこの頃には年令的にも反應の出て来る時代になつてからではあります。そのように生れた時からの環境といふものは本當に必要であります。もう一つ、環境が悪かつた爲缺陷がある發達をした例として、この間土佐の國の出来事ですが、啞の人に子が生れました。そこは山の中であり、その子には父がなく、近所もかなり離れていたので人に接する機會も少なかつたのでしよう。近所の人々は啞の子は啞であると大して氣にもとめなかつたのです。が、その子は四歳まで言葉のない成長をしました。その頃になつてようやく氣づかれ、人々も啞の子は啞であるといふ漠然とした考をすと、普通の言葉を與える事により、やつと普通の言葉の話せる子供になりました。これと同じような例が他にもあります。おじいさんが聲でした。その子には父はなく、お母さんが働きに出かけるとおじいさんと孫丈で遊ん